SMBC 三井住友DSアセットマネジメント

SMBC Prime ETF

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2026年10月20日

SMBC Prime 日本高配当株式ETF

NISA対象 成長投資枠

追加型投信／国内／株式／ETF

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

2026年10月20日付で、「ＳＭＤＡＭ　Ａｃｔｉｖｅ　ＥＴＦ　日本高配当株式」のファンド名称を「SMBC Prime 日本高配当株式ETF」に変更しました。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2026年8月31日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	19兆1,371億円（2026年8月31日現在）

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分
追加型	国内	株式	ETF

属性区分		
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式　一般	年2回	日本

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月17日に関東財務局長に提出しており、2026年8月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

主として日本の取引所に上場する株式に投資し、中長期的な株価の上昇と配当収益の確保による信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 日本の株式の中から、企業の経営姿勢が表われる「配当」に着目して投資します。

- 主として、東京証券取引所に上場している株式に投資します。
- 企業の配当政策と予想配当利回りの観点から評価し、予想配当利回りがTOPIX（東証株価指数）の市場平均を上回る銘柄の中から投資対象銘柄を選定します。

予想配当利回りとは

株価に対する予想年間配当金の割合（1株当たり予想年間配当金÷株価）です。

2 受益権を東京証券取引所に上場する、上場投資信託（ETF）です。

- 受益権は、東京証券取引所に上場しています。
- 販売会社を通じて購入・換金するほか、東京証券取引所においても売買することができます。

	販売会社を通じて申込みする場合	東京証券取引所で売買する場合
売買価格	申込受付日の基準価額±信託財産留保額 購入：基準価額＋信託財産留保額 換金：基準価額－信託財産留保額	取引時点の市場価格
売買単位	20,000口以上 20,000口単位	10口単位
その他	・申込受付は正午までです。 ・購入は金銭の拠出、換金は金銭の受取りとなります。	・東京証券取引所の立会時間中に取引可能です。 ・取引方法は、原則として株式と同様です。

3 年2回（5月および11月の20日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ご留意いただきたい事項

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

■ファンドの運用は、運用部 バリューグループが行います。

東京証券取引所上場株式等

- ●企業の配当政策の観点から、予想配当性向で評価し、調査対象候補銘柄を抽出
- ●予想配当利回りがTOPIX（東証株価指数）の市場平均を上回る銘柄を絞込み

調査対象銘柄（高配当銘柄）

- ●徹底したボトムアップリサーチにより投資対象候補銘柄を選定
  - ・業績見通し、業績安定性
  - ・財務健全性、配当継続余力　など
- ●配当に関する調査・分析を重視
  - ・高水準の配当の継続性、増配余地、減配リスク
  - ・内部留保資金の今後の分配方針　など

投資対象候補銘柄

株式の流動性や業種分散、配当利回り水準を考慮し、ポートフォリオを構築

ポートフォリオ

予想配当性向とは

予想純利益に対する予想配当金支払額の割合(予想年間配当金÷予想純利益)です。
予想配当性向は、企業の配当政策を評価する指標のひとつで、この数値が高いことは株主への利益還元率が高いことを示します。

※上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

- 年2回（5月および11月の20日）決算を行い、分配を行います。
- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

※配当等収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

アクティブ運用型ETFに関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。
委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（PCF）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

基準価額と取引価格の乖離に関する留意点

ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は一致しないことがあります。

投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
  また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
  さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2024年11月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2023年11月～2026年6月

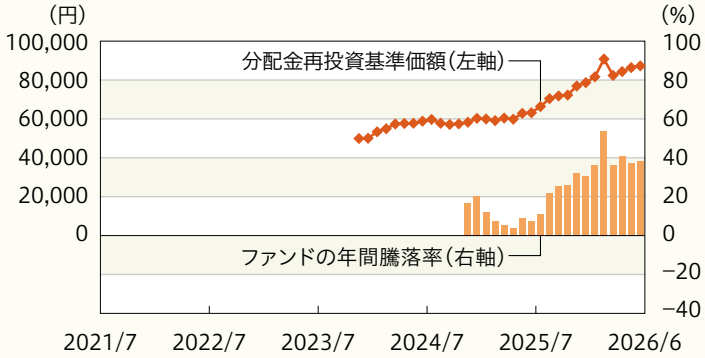

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2024年11月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月

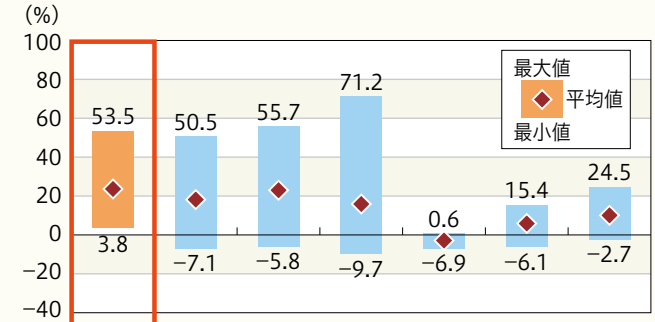

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	23.6%	18.2%	23.0%	15.9%	−2.9%	5.9%	10.0%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み））日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース）MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA−BPI（国債）野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA−BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

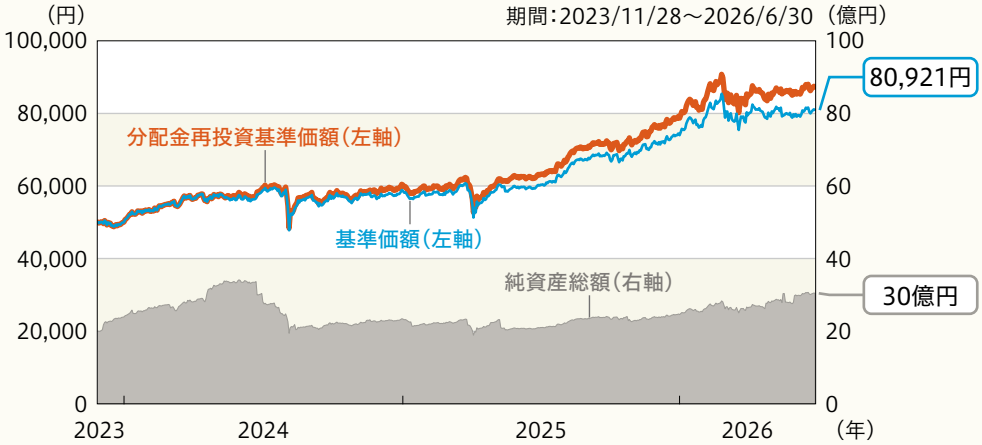

※分配金再投資基準価額、基準価額は、100口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2026年 5月	1,130円
2025年11月	1,030円
2025年 5月	1,190円
2024年11月	800円
2024年 5月	719円
設定来累計	4,869円

※分配金は100口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.28
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.07
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.27
日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	2.05
日本	株式	三機工業	建設業	1.63
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	1.54
日本	株式	オープンアップグループ	サービス業	1.51
日本	株式	双日	卸売業	1.50
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1.49
日本	株式	兼松	卸売業	1.49
日本	株式	KDDI	情報・通信業	1.48

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

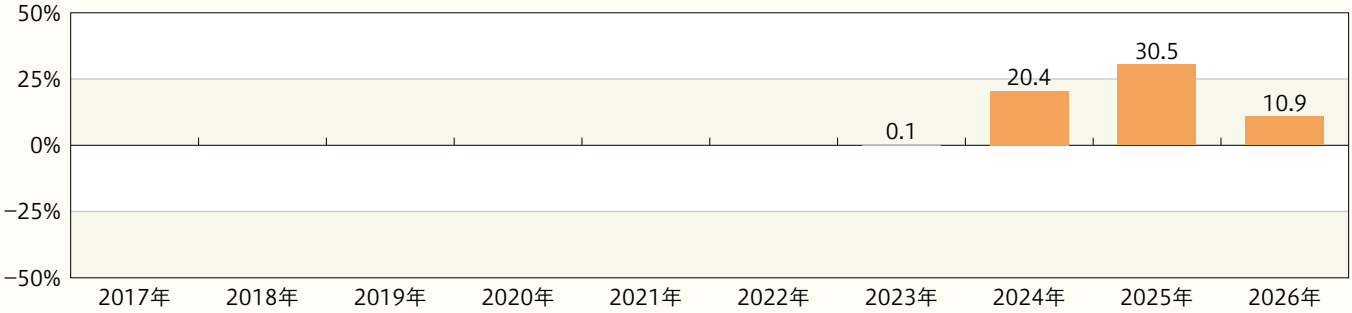

※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入申込	金銭により購入申込みを行います。 ※株式による購入申込みはできません。
購入単位	20,000口以上20,000口単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額に信託財産留保額を加算した価額 (基準価額は100口当たりで表示します。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金申込	受益権を換金することができます。 ※受益権を株式と交換することはできません。
換金単位	20,000口以上20,000口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが正午までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年8月18日から2027年2月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 1)計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間 (計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内) 2)委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。
買取り	受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、受益者は、信託終了日の2営業日前までに販売会社に受益権の買取りを請求することができます。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決算日	毎年5月、11月の20日
収益分配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該分配金を振り込む方式により支払われます。

その他

信託期間	無期限(2023年11月28日設定)
繰上償還	受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、繰上償還します。 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のために有利であると認めるとき ●純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成、交付は行いません。 なお、委託会社のホームページにおいてファンドの運用状況を開示します。
総経費率の開示	委託会社のホームページに、ファンドの計算期間における総経費率を掲載します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。
課税関係	●課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 ●上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年6月末現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	購入・換金申込受付日の基準価額に0.05%を乗じた額です。
換金(買取り)時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。換金(買取り)時手数料は販売会社によるファンドの換金または買取りの取扱い事務等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用(信託報酬)

以下の1)および2)を合計した額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

1)ファンドの純資産総額に**年0.583%(税抜き0.53%)以内**の率を乗じた額

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.5%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

2)有価証券の貸付けを行った場合は、その品貸料に55.0%(税抜き50.0%)以内の率を乗じた額(その配分については委託会社と受託会社で折半します。)

※上記1)および2)の率、委託会社と受託会社の配分は、2026年8月17日現在です。(今後、変更される場合があります。)

その他の費用・手数料

受益権の上場にかかる費用(2026年6月末現在)

- 年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜き0.0075%)
- 追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜き0.0075%)

また、以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%

売却時、換金（解約）時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年6月末現在のものです。

SMBC 三井住友DSアセットマネジメント